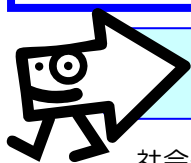


今月は「社会保険料節減方法！」その⑦

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



社会保険料を節減するワザ その⑦「入社日は月初・退職日は月末の前日に」

社会保険料は、「被保険者資格を取得した日の属する月」から「資格を喪失した日の属する月の前月」まで発生します。この場合、被保険者資格を喪失した日とは、退職日の翌日です。社会保険料は月単位で発生するので、日割り計算をすることはありません。したがって、月末に入社しても1ヶ月分の保険料負担が生じてしまいます。つまり、会社にとっては、従業員に月初に入社してもらい、月末の前日に退職してもらうと有利であるということです。

【標準報酬月額30万円の従業員（40歳未満）の場合】 ※協会けんぽ（埼玉県）で算出

例1：平成22年3月31日入社 平成22年6月30日退社

3月分	4月分	5月分	6月分
社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料
徴収あり	徴収あり	徴収あり	徴収あり



会社負担の社会保険料
 37,506円×4ヶ月分
 =150,024円

例2：平成22年4月1日入社 平成22年6月29日退社

3月分	4月分	5月分	6月分
社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料
徴収なし	徴収あり	徴収あり	徴収なし



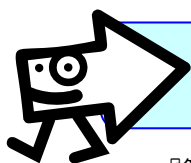
会社負担の社会保険料
 37,506円×2ヶ月分
 =75,012円

入退職日が1日違うだけで、**社会保険料は2ヶ月分（75,012円）節減可能です！**



ここがポイント！

同じ月の中で被保険者資格を取得・喪失した場合には、加入日数にかかわらず、1ヶ月分の社会保険料が発生します。



社会保険ミニガイド

社会保険算定基礎届 間違いやすいポイントはココ！

『算定基礎届』に4月～6月の報酬を記入する前に、下記事項を確認しましょう！

- 年4回以上支払われる賞与を報酬に含めているか？
- 現物支給の通勤定期券代を報酬に含めているか？
- 正社員より労働日数の少ないパートタイマーについて記載内容に誤りはないか？
- 欠勤等により給与の支払基礎日数が17日未満の月については、計算の対象から除いているか？
- 3月以前にさかのぼる昇給の差額を4～6月に支給した場合、修正平均をだしているか？

※ 間違いやすいポイントとその対処法については、<http://www.cmns.jp/shaho/>をご覧ください。

平成22年度の算定基礎届は**7月1日（木）～7月12日（月）**までに提出しましょう